

2012(平成24)年度 法学既修者入学試験問題(2月試験)

# 憲 法

(90分, 総点100点)

**試験開始の指示があるまで開かないこと**

## 注意

1. 問題冊子は, 表紙をふくめて4ページで, 問題は1問ある。
2. 解答用紙は1枚配布する。解答は解答用紙に記入し, 解答の末尾には, 「以上」と明記すること。また, 用紙が不足した場合には, 追加の用紙を配布するので, 挙手して監督者に知らせること。
3. 下書き用紙として, 白紙を1枚配布する。ただし, 下書き用紙の提出は認めないので, 必ず解答用紙に清書して提出すること。
4. 解答用紙への受験番号, 氏名記入は, 監督者の指示によること。また, 「管理番号」欄は, 大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
5. 問題の内容に関する質問には, 応じない。
6. 試験時間内の退場はできない。なお, 試験中の発病等やむを得ない場合には, 挙手により監督者に知らせ, その指示に従うこと。
7. 試験終了後は, 監督者の指示があるまで, 各自の席で待機すること。
8. 問題冊子及び下書き用紙は, 各自で持ち帰ること。

次の文章を読んで、下記の設問に答えなさい。

F県G町のH地区には、A池と称するため池がある。A池は、周囲の池堤地約6000平方メートルとともに、H地区の農家約20名の総有とされてきた。周囲の池堤地は、この農家約20名によって父祖の代から引き続いて竹、果樹、茶の木その他の農作物の栽培に使用されてきた。Xもこの約20名のうちの1人であり、A池周囲の池堤地のうちの約700平方メートル（以下、「本件土地」という。）を農耕し、季節に応じて茶、いも類、大豆、ねぎなどの農作物の栽培に利用してきた。また、Xは本件土地のうえに、高さ約2メートル、周囲約8メートルの木造の小屋を設置し（以下、「本件工作物」という。）、農作業に必要な用具類等の保管に利用してきた。

ところが、201×年、F県は次のような「ため池の保全に関する条例」を制定した（以下、「本件条例」という。）。

第1条 この条例は、ため池の破損、決かい等による災害を未然に防止するため、  
ため池の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 （「ため池」などの用語の定義 略）

第3条 何人も、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- 1 ため池の全水はきの溢流水の流去に障害となる行為
- 2 ため池の堤とうに竹木もしくは農作物を植え、又は建物その他の工作物（ため池の保全上必要な工作物を除く。）を設置する行為
- 3 前各号に掲げるものの他、ため池の破損又は決かいの原因となる行為

第4条 前条各号の規定に違反した者は、3万円以下の罰金に処する。

本件条例が制定された理由は、次のように説明されている。「ため池が破損、決かいするなどの災害が生じると、ため池の所有者だけでなく、一般住民や滞在者の生命、財産にまで多大の損傷を及ぼす。溢流水の流去に障害となる行為がため池の破損、決かいにつながることは明らかである。また、ため池の堤とうに農作物を植えたり工作物を設置する行為は、長期間それが継続することによって堤とうの地盤を弱体化させ、その結果、ため池の破損、決かいにつながるおそれが全くないとは言えない。厳密な科学的根拠がなくても、

万に一の割合であっても、災害のおそれが想定されるときには、これに対して可能な限り完全な予防措置を講じておくことが地方公共団体の当然の責務である。」

本件条例が施行されたにもかかわらず、Xは本件条例の施行後4年間、本件土地において、茶、いも類、大豆、ねぎなどの農作物の栽培をし、本件工作物を利用してきた。そのため、Xは本件条例第3条第2号、第4条違反の罪で起訴された。裁判においてXの弁護人は、本件条例は憲法に違反し無効であるからXは無罪であると主張した。

〔設問〕

本件条例は憲法に違反しないか。あなたと異なる立場に言及しながら、論じなさい。

余白